

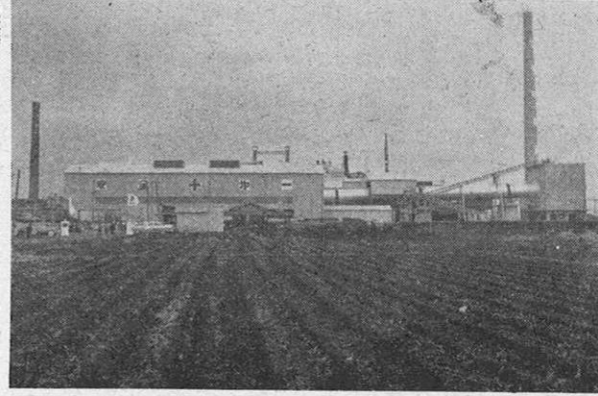
# 有明・熊本両地区が指定

の立地条件を整備するとともに、都市の街路や上下水道その他の施設を整備することによって、そこに地方の開発の中核となるような新しい産業都市を建設しようとするものです。

このように、新産業都市建設促進法では、企業に対する特別措置よりも、工業の立地条件と都市施設の計画的な整備に重点がおかれているので、低開発地域工業開発促進法における減価償却の特例がなく、また、地方公共団体が減税した場合、地方交付税交付金でおきなうことについても制限することにしてあります。

この施策による効果は「新産業都市」の場合には、相当広い地域範囲に相当規模の工業が集まることをねらっていますが、「低開発地域」の場合には、中小工業開発地区を対象として中規模の工業の開発を促進しようとするものです。

今年の六月に経済企画庁から発表された全国総合開発計画(註)では、新産業都市は、大規模工業開発地区、低開発地域工業開発地区は中規模工業開発地区としての性格をもつてそれぞれ開発を進めることになっていきます。



本県では、低開発地域工業開発地区として「有明」「熊本」両地区の指定が確定しそうですが、一方、この両地を含んで、荒尾市から八代市に至る有明海、および不知火海臨海部の二十五市町村(概ね熊本市を中心として半径三十キロメートル圏内)を「有明不知火臨海地域」として、新産業都市建設促進法による新産業都市指定について関係方面に要望中です。

低開発地域工業開発地区として指定を加けた地区が、その後新産業都市の地域範囲に含まれて指定を受ける場合もさしつかえありません。その場合、大規模工業開発地区としての性格をもつて開発が進められるので、低開発地域工業開発地区の指定は解除されることとなります。

## 期待される工場進出

それでは、県で申請をされている有明地区、熊本地区についてもう少し具体的に……

県では、関係市町村長さん方のご意見を伺ってことしの三月に「有明地区」(玉名市、長洲町、岱明村)と「熊本地区」(熊本市、宇土市、富合村)の二地区を申請しました。

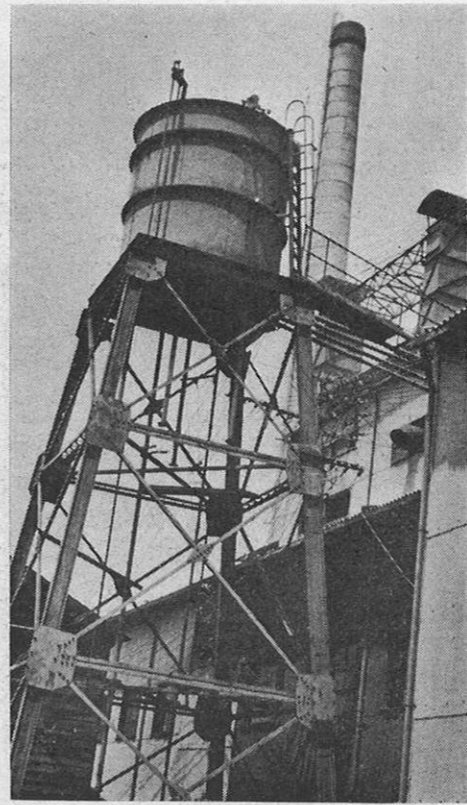
この両地区を選んだのは、両地区とも法の趣旨にそつており、その政令できめてある要件をみたしている上、地区内の市町村は幹線鉄道、幹線道路等によつて結ばれ、経済的にも社会的にも密接な関係があり、一体的な開発を必要とし、今後工場の進出が期待されているからです。

そして、この地区の工業開発が、他の地区に及ぼす効果が非常に大きいと見られるからです。

## 全国総合開発計画(註)

昭和25年に制定された国土総合開発法に基づいて所得倍増計画の策定をきっかけに、昨年7月経済企画庁で草案を作成、さらに10カ月をかけ最終的に原案を仕上げたもの。この計画は所得倍増計画の構想に基づき、東京、大阪など大都市の過大化を防ぎ、後進地域を開発して地域格差を是正し、国土の均衡ある発展をはかろうとするもので、今後の国土開発の憲法とも考えられるものである。

また要件は満たしていても、ここ当分の工場の新増設が期待できない地区は、指定を受けても法の恩恵をこうむることが少いので、まず上記の二地区を申請しているわけです。しかし今後、工場進出も期待され、適当と思われる地区については、どしどし指定を受けたいと思つていきます。



## 伸びる有明・熊本地区

「有明地区」は、有明海底の豊富な海底砂鉄資源(推定埋蔵量一億トン)を原料とする八幡製鉄系の有明製鉄の臨海工場が、長洲町に建設されることになつており、その関連工場の誘致と相まって、工業開発が大いに促進されることが期待されています。「熊本地区」は、県の中心部に位置して、熊本市南部の郊外から宇土市までの一級国道三号線ぞいに優秀な工場適地があつて、各種工場(機械、食品、建設材料等)がどしどし進出している状況で今後の発展性に富んでいます。

## 全国的にみた申請地区

問 全国の開発地区申請の状況はどうなのですか。

答 現在全国から百二十二地区に及ぶ多数の申請が出されていますが、南九州は北海道、東北、山陰、南四国とともに重点的に考えられており、なかでも、本県の両地区は、その立地条件からみても、開発効果からみても極めて優秀な地区とみられているので、皆さんがこの記事をお読みになつていく頃には、すでに有明、熊本両地区の指定が実現されていることでしょう。

## 所得増大につながる

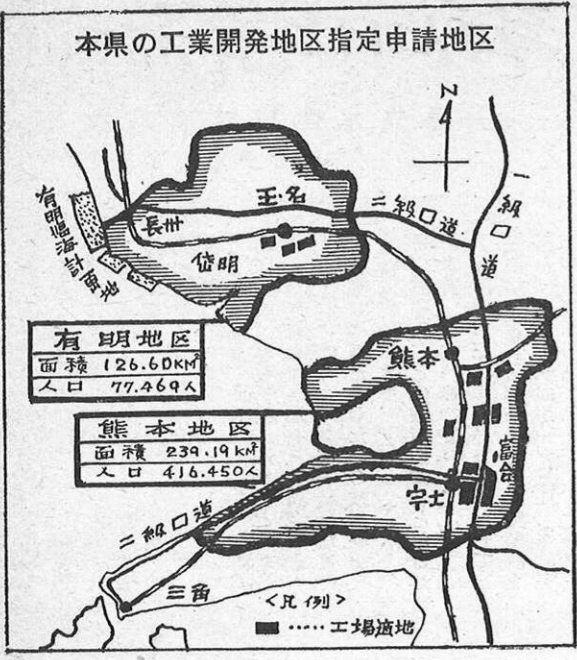
## 工業開発の促進

問 それを聞いて安心しました。これで工場がどしどし来るようになるのと一段と県の工業開発は進み、それが私たちの所得増大にもつながるわけですね。

答 そうですね。この法律による指定を受ければ、工場が来やすくなり工業開発も促進されることは事実です。そしてさらにスケールの大きい工業開発を促進するためには、前に述べました

有明不知火臨海地域の新産業都市指定が必要となります。ただ新産業都市と、低開発地域工業開発地区とは性格が違いますが、工業開発という点から見ると、新産業都市の指定はまだ先の事になるでしょう。

本県の場合は、両地区が新産業都市指定までのつなぎ、あるいは先兵的役割を果たすことになるだろうと思われれます。(企画室)



### 日本中小企業センターが発足

国では、従来から地方公共団体の密接な協力をえて、中小企業の近代化のための中小企業診断制度を推進してきたが、経営と技術の両面を抜本的に強化するため、今回財団法人「日本中小企業指導センター」が、国の一部補助のもとに去る7月1日発足し、その事業活動を展開することになった。なお、事業開始はきたる10月1日からである。

**事業内容**

1. 中小企業診断指導員の養成と研修
  - (1) 中小企業診断員の新規養成1カ年コースとし実習に重点をおく。工業コースおよび商業コースとする。受講者は都道府県五大市の診断に従事すべき職員を中心とする。
  - (2) 中小企業診断員の資質向上のための研修1カ月コースとし数回実施する。将来は、都道府県五大市において診断に従事する職員は年1回必ずこの研修を受けるようになることが期待されている。
  - (3) 中小企業技術指導員の養成は6カ月コースとする。
2. センターの職員たるコンサルタントを随時地方へ派遣し都道府県五大市が実施する診断指導の質的向上をはかること。
3. 中小企業の経営、技術に関する調査研究および情報、資料活動。

**センターの所在地**  
東京都新宿区四谷3丁目不動産会館ビル内